

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部都市計画課
委託業務番号	令和4年度 長都計第19号
委託業務名称	余呉駅管理運營業務
委託業務場所	長浜市余呉町下余呉(余呉駅)
業務の概要	(1) JR乗車券類の券売 券売業務、JR乗車券類売上金の集計及び収入金の納金 車内補充券発行機・ICOCAチャージ機の管理 毎月のJR乗車券類委託販売手数料の算出 (2) 施設管理 駅舎、通路及びホーム等の美化、ゴミ処理、除雪作業 (3) 地域住民相互及び地域住民と駅利用者との交流促進に関すること 観光案内に関すること、その他発注者受注者が協議して必要と認められたこと
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	3,510,210円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県長浜市北船町3番24号 [商号又は名称] 公益社団法人長浜観光協会
契約相手方の選定理由	近傍に余呉湖を望むJR余呉駅は、地域住民の生活拠点であるだけでなく、同地域を訪れる観光客に対しての情報発信拠点でもある。 (公社)長浜観光協会は、長浜の観光施策を包括的に推進することを担っており、平成29年度に旧(公社)奥びわ湖観光協会と合併して以降は、同団体が行っていた余呉地域の観光振興業務を継承している。 余呉駅利用者に観光案内を行うなど、施策を精力的に実施していることと併せ、従前から余呉駅でのJR乗車券類発売や駅施設の維持管理を問題なく遂行している実績があることから、同者に令和4年度の業務を委託する。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸 (1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。